

安全で安心、様々な体験ができる

放課後の居場所事業の展開

～地域の人たちに見守られて子供たちがのびのびと成長できる場づくり～

次代を担う心豊かでたくましい子供を社会全体で育む

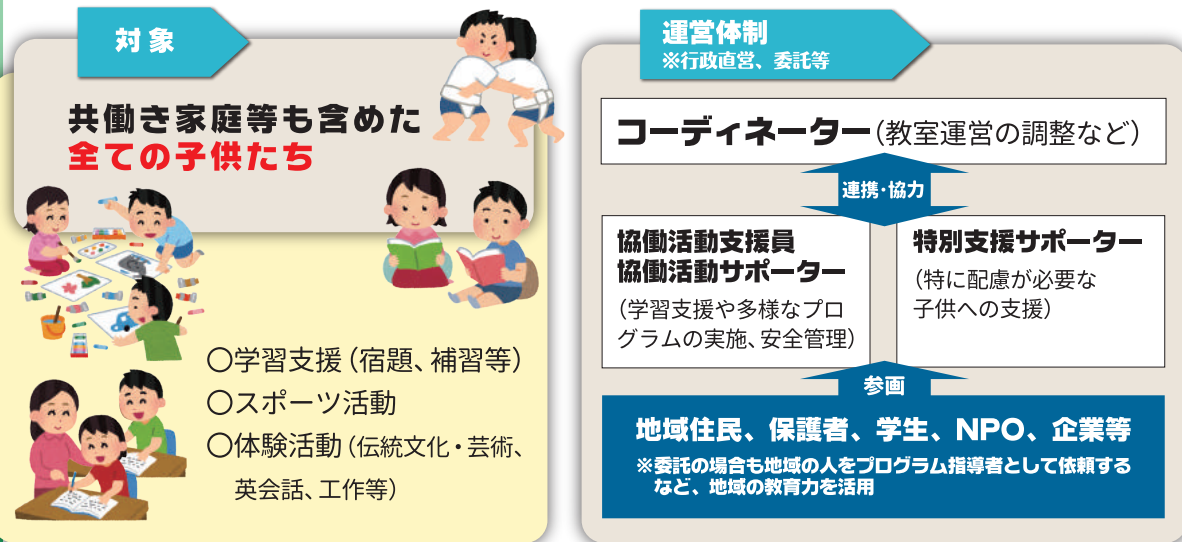
事業の背景

- 子供たちに関わる重大事件の続発
- 青少年の問題行動の深刻化
- 地域や家庭の教育力の低下 など



平成19年度 放課後子供教室推進事業スタート

放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。



平成22年度 東京都立特別支援学校放課後子供教室推進事業スタート

障害のある子供の放課後等の体験活動等の場として

障害のある児童・生徒等が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後や週末等に、都立特別支援学校において学校施設を活用し、地域の方々との交流活動等を得て、学習やスポーツ・文化活動等体験活動及び地域住民等との交流活動等を定期的・継続的に提供します。※詳細6ページ

平成26年7月 放課後子ども総合プラン(文部科学省・厚生労働省)

放課後子どもプラン(下記「これまでの経緯」を参照)を実質的に推進するために、放課後子供教室と学童クラブの連携実施について、数値目標が掲げられました。

「これまでの経緯」

- ☆平成16年度～平成18年度 緊急3か年計画 地域子ども教室推進事業(文部科学省)
地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子供たちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業。放課後子供教室事業へとつながった。
- ☆平成18年度 教育基本法改正「第13条 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(新設)
学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の重要性が法として位置付けられ、社会全体で子供を育むことを目指す諸事業の法的根拠となる。
- ☆平成20年4月 放課後子どもプラン(文部科学省・厚生労働省)
地域社会の中で、放課後等に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、原則として、全ての小学校区において、放課後子供教室と学童クラブを一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策について策定

平成30年9月 新・放課後子ども総合プラン(文部科学省・厚生労働省)

平成26年度策定の「放課後子ども総合プラン」を引き継ぎ、2019年度から向こう5年間を対象とした新たなプランとして策定されました。

目的は前プランと同様に、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型(※)を中心とした学童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることです。

なお、学童クラブについては、2023年度末までに新たに約30万人分を整備することを数値目標として掲げられ、かつ児童の健全育成を図る役割の徹底について新たに記載されています。

※一体型とは：

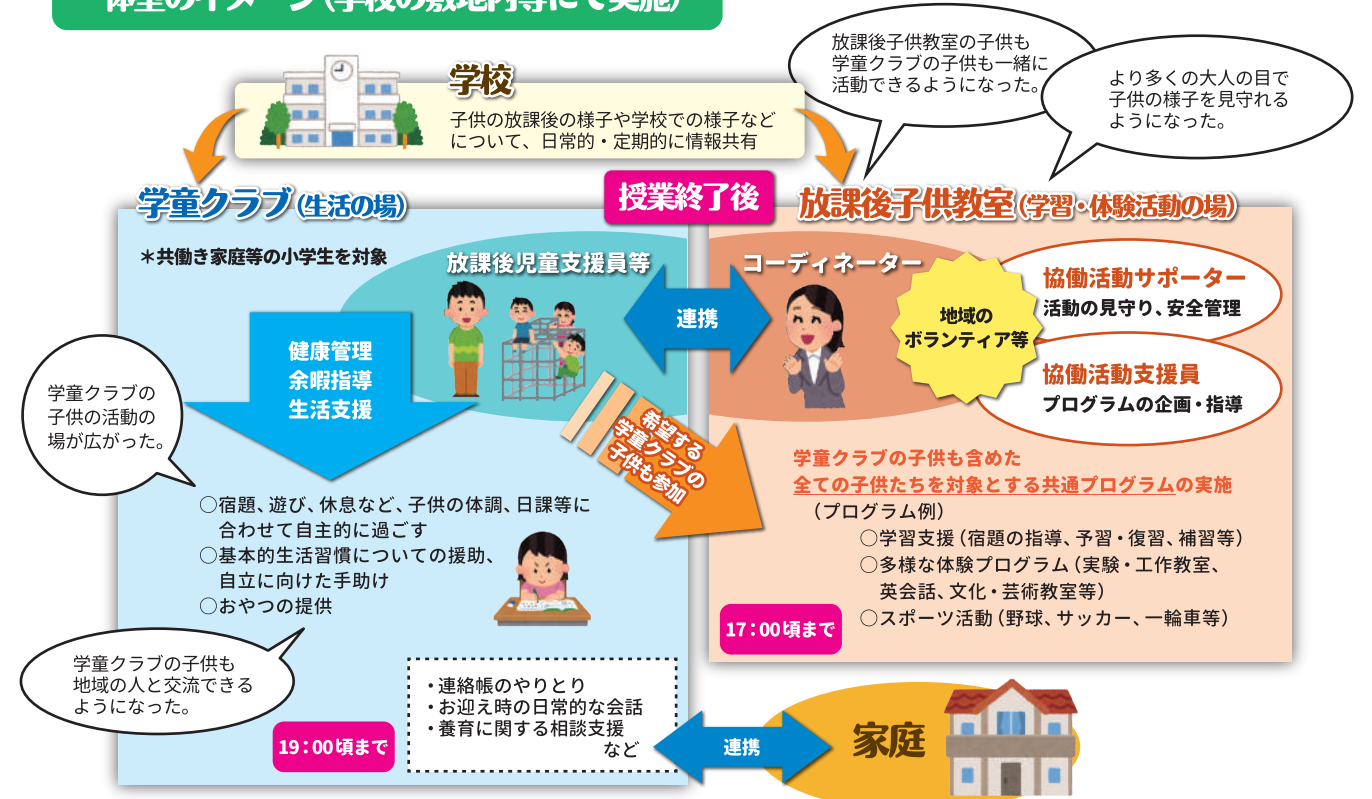
全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、学童クラブの児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの。全小中学校区(約2万か所)の半数の1万か所以上での実施を目指している。また、いずれかの事業が小学校から離れた場所で実施されており、学童クラブの児童も放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものを連携型という。

(参考)詳細はこちらを御覧ください。

新・放課後子ども総合プラン



一体型のイメージ(学校の敷地内等にて実施)



放課後子供教室も地域学校協働活動の一環です。

平成29年3月に社会教育法の改正により「地域学校協働活動」が法律に位置付けられ、教育委員会による地域住民等と学校との連携協力体制の整備等が定められました。

この「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。放課後子供教室の取組も位置付けられています。国では、2022年度までに全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指しています。

